

年管発 1212 第 1 号
平成 30 年 12 月 12 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

平成 30 年北海道胆振東部地震における厚生年金保険料等に関する
納期限等の指定について

平成 30 年北海道胆振東部地震による災害に伴う厚生年金保険料等の納期限については、平成 30 年 10 月 17 日厚生労働省告示第 362 号が公布・施行され、北海道の一部地域に所在する事業所等について、別途厚生労働省告示により定められる期日まで延長されたところであるが、本日、厚生労働省告示第 411 号が公布・施行され、延長後の納期限等は下記のとおりとなるので了知されたい。

記

- 1 延長後の納期限
平成 31 年 1 月 31 日
- 2 延長後の納期限が定められた対象地域
北海道勇払郡厚真町、勇払郡安平町及び勇払郡むかわ町の地域
- 3 対象となる保険料
平成 30 年 9 月 6 日から平成 31 年 1 月 30 日までに納期限が到来する保険料等（平成 30 年 8 月分から平成 30 年 11 月分までの保険料等）

〔省 令〕

○独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 (財務・農林水産四)

〔告 示〕

○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A及び附属書Cの改正に関する件 (外務三八〇)
○円借款の供与に関する件 (日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三八一))
○アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する件 (日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件 (同三八二))
○イエメン共和国におけるアデン市及びムカッラ市における廃棄物処理及び下水道機関に対する危機対応支援計画のための贈与に関する件 (日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件 (同三八三))

○シリア・アラブ共和国における東グータにおける人道的早期復旧及び強靱性強化計画のための贈与に関する件 (日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件 (同三八四))

○平成三十年台風第二十一号に係る関税法第二条の三第一項の規定による指定地域について別に定める日を指定する件 (財務三三四)

○平成三十年北海道胆振東部地震に係る関税法第二条の三第一項の規定による指定地域について別に定める日を指定する件 (同三三五)

○租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成三十一年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件 (同三三六)

○北海道の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件 (国税庁二六)

○北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件 (厚生労働四一一)

○北海道の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件 (同四一二)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件 (同四一三)

○保安林の指定を解除する件 (農林水産二六八四、二六八八) (同二六八九、二六九八)

○保安林の指定施設要件を変更する件 (同二六八九、二六九八)
○特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第八条第一項の規定に基づき許可製造数量の増加許可申請の受付期間を定める件 (経済産業二二九九)

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件 (国土交通一三二二)

○砂防法第二条の土地を指定する件 (同三二二、一三二三)

○海上における射撃訓練を実施する件 (防衛二五二、二五五)

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件 (同二五六)

○道路に関する件 (東北地方整備局二二六)

〔公 告〕

諸事項

官庁 財団、有権者申出方、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他

〔人事異動〕

法務省 文部科学省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

会計検査院法施行規則第八条第一項の規定に基づき、院長が欠けたとき又は事故のあるときに、その職務を代わって行う検査官を定めた件 (会計検査院公示一)

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示 (国土交通省最低賃金公示三)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告 (国土交通省)

○厚生労働省告示第四百十一号
健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第百八
十三号、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
第百三十七号、厚生年金保険法(昭和二十九年法

律第百十五号) 第八十九条(厚生年金保険の保険
給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平
成十九年法律第百三十一号) 以下「厚生年金特例
法」という。第二条第八項又は子ども・子育て支
援法(平成二十四年法律第六十五号) 第七十一条
第一項の規定によりその例によることとされる場
合を含む)、障害者の雇用の促進等に関する法律
(昭和三十五年法律第百二十三号) 第六十二条及
び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和
四十四年法律第八十四号) 以下「徴収法」という。
第三十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法
の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴
収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号) 以
下「整備法」という。第十九条第三項又は石綿に
よる健康被害の救済に関する法律(平成十八年法
律第四号) 以下「石綿健康被害救済法」という。
第三十八条第一項の規定により準用される場合を
含む)の規定によりその例によることとされる国
税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第十一
条及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百
三十五号) 第三条第一項の規定に基づき、北海道
の一部の地域における社会保険料及び労働保険料
等に関する納期限等を延長する件(平成三十年厚
生労働省告示第百六十二号)において別途厚生
労働省告示で定めることとされている期日であつ
て、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法(公
的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚
生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十
五年法律第六十三号) 以下「平成二十五年厚生年
金等改正法」という)附則第五条第一項の規定に
よりなおその効力を有するものとされた平成二十
五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前
の厚生年金保険法を含む)、厚生年金特例法(平
成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十一条第
一項及び第二項の規定によりなおその効力を有す
るものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附
則第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例
法を含む)及び子ども・子育て支援法に基づく納
付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域
に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法
に基づく期限については、全国健康保険協会の管
掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所
に限る)の事業主、当該地域に住所地又は主たる
事務所の所在地を有する船舶所有者(船員保険法
第三条に規定する場合においては、同条の規定に
より船舶所有者の規定が適用される者)、当該地
域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年

厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する
存続厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚
生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による
被保険者(同条第七項ただし書に規定する事業主
の同意がない者に限る)及び国民年金法等の一部
を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 附
則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並び
に当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務
所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項
に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有
する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害
者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二
款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に
関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所
在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整
備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提
出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域
に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成三
十年九月六日において、労働保険事務組合であつ
て当該地域にその主たる事務所の所在地を有する
もの(以下「特定事務組合」という)に労働保険
事務を委託している事業主又は特定事務組合に係
るもので、その期限が同日から平成三十一年一月
三十日までの間に到来するものについて、同月三
十一日とする。

平成三十年十二月十二日

厚生労働大臣 根本 匠

都道府県名	地 域
北海道	勇払郡厚真町 勇払郡安平町 勇払郡むかわ町